

令和 2 年

第 2 回西原村臨時会会議録

令和 2 年 9 月 2 5 日

令和 2 年 9 月 2 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 2 年第 2 回臨時会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 2 5 日	金	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・仮議席の指定 ・議長の選挙 ・議席の指定 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・副議長の選挙 ・常任委員の選任 ・議会運営委員の選任 ・議長の常任委員辞任 ・大津町西原村原野組合 議会議員 3 人の選挙 ・益城嘉島西原環境衛生 施設組合議会議員 2 人 の選挙 ・阿蘇広域行政事務組合 議会議員 3 人の選挙 ・熊本県後期高齢者医療 広域連合議会議員 1 人 の選挙 ・国民健康保険運営協議 会委員の推薦 ・社会教育委員兼公民館 運営審議会委員の推薦 ・村長提案理由説明 ・議案審議 (議案第 9 2 号、同意 第 1 7 号、発議第 6 号～第 9 号) ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	

提 出 議 案 等

(令和2年9月25日提出)

(村長提出議案)

議案第92号 物品購入契約の締結について

同意第17号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて

(議員提出議案)

発議第 6号 河原校区活性化対策特別委員会の設置について

発議第 7号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について

発議第 8号 企業誘致特別委員会の設置について

発議第 9号 西原村復興対策特別委員会の設置について

目 次

第1号（9月25日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	3
出席議員氏名	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	5
開会・開議	6
日程第 1 仮議席の指定について	7
日程第 2 議長選挙について	7
追加日程第 1 議席の指定について	9
追加日程第 2 会議録署名議員の指名について	9
追加日程第 3 会期の決定について	9
追加日程第 4 副議長選挙について	9
追加日程第 5 常任委員の選任について（総務福祉常任委員5人、 産業教育常任委員5人、議会広報常任委員5人）	10
追加日程第 6 議会運営委員の選任について（6人）	11
追加日程第 7 議長の常任委員辞任について	12
追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3名の選挙につ いて	13
追加日程第 9 益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2名の選 挙について	14
追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙につ いて	14
追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選 挙について	14
追加日程第12 国民健康保険運営協議会委員の推薦について	15
追加日程第13 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦につ いて	15
追加日程第14 村長提案理由説明（議案第92号、同意第17号）	15
追加日程第15 議案第92号 物品購入契約の締結について	16
追加日程第16 同意第17号 西原村監査委員の選任につき同意 を求めることについて	18
追加日程第17 発議第 6号 河原校区活性化対策特別委員会の 設置について	19
追加日程第18 発議第 7号 公共育成牧場跡地利用対策特別委 員会の設置について	20

追加日程第19	発議第 8号	企業誘致特別委員会の設置について	22
追加日程第20	発議第 9号	西原村復興対策特別委員会の設置について	23
追加日程第21		委員会の閉会中の継続調査申し出について	25
閉会			25
署名			27

第 1 号 (9 月 2 5 日)

令和2年第2回西原村議会臨時会会議録

令和2年9月25日、令和2年第2回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和2年9月25日（金曜日） 議事日程第1号

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員の選任について
(総務福祉常任委員5人、産業教育常任委員5人、議会広報常任委員5人)

追加日程第 6 議会運営委員の選任について(6人)

追加日程第 7 議長の常任委員辞任について

追加日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員3人の選挙について

追加日程第 9 益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2人の選挙について

追加日程第10 阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙について

追加日程第11 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙について

- 追加日程第 1 2 国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 追加日程第 1 3 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦について
- 追加日程第 1 4 村長提案理由説明（議案第 9 2 号、同意第 1 7 号）
- 追加日程第 1 5 議案第 9 2 号 物品購入契約の締結について
- 追加日程第 1 6 同意第 1 7 号 西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 7 発議第 6 号 河原校区活性化対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 1 8 発議第 7 号 公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 1 9 発議第 8 号 企業誘致特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 0 発議第 9 号 西原村復興対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 1 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	松 永 政 範 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	榎原加奈子君

(臨時議長の紹介)

○**議会事務局長(米口三喜男君)** おはようございます。議会事務局の米口です。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

そこで、年長の山下一義議員をご紹介します。山下議員、議長席へお願いいたします。

(山下一義議員 議長席に着席)

午前10時00分 開会・開議

○**臨時議長(山下一義君)** おはようございます。

ただいま紹介されました山下です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願いいたします。

本日は第2回の臨時会が招集されましたところ、全員出席であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回西原村議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず最初に、開会に当たりまして、村長から議会招集のご挨拶をお願いいたします。

(村長 日置和彦君 登壇)

○**村長(日置和彦君)** おはようございます。

令和2年第2回西原村議会臨時会及び改選後の発議会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、全員のご出席を賜りましてありがとうございます。

9月8日告示、13日投開票の西原村議会議員選挙におきまして、見事当選されました皆様方に心からお祝いを申し上げます。今回は10議席を争う選挙で、新しく3名の方が当選されております。熊本地震からの復興を重点施策として、地域の再生、村の完全な復興を目標に掲げ、村民の方々の信頼と期待を受けての当選と思うところであります。本当におめでとうございます。

私も、今回の改選で再度無投票で4選を果たすこととなり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

熊本地震から早4年が経過しました。これから先は完全なる復興と新たな前進に向けての4年間です。今まで以上に責任の重大さを実感し、身の引き締まる思いであります。

昨年8月末現在の応急仮設住宅入居状況は、29世帯75人となり、ピーク時の世帯数と比較しますと9.6%となっております。宅地の再生事業については、本年度中には全て完成させて、被災された方々の住宅の再建に取り組むことができると確信しております。一日も早い宅地の再生を実現させ、今までの集落で元の生活ができるよう、そして今までよりも住環境が改善され、利便性が向上し、生きがいのある集落を形成できればと思っております。

また、熊本地震被災前からの懸案でありました総合体育館の建設工事に着工いたしました。今後、公園整備を予定しておりますが、完成後は防災の拠点・健康づくりの拠点として、子どもから高齢者までが交流できる場として完成を目指し進めてまいります。当初の目的であります小さな拠点づくりの一つの区切りをつけることができるならばと考えております。

今後4年間は、被災したときの悲痛な思いを忘れることなく、地震からの完全復興と新たな西原村をつくっていくために議会、執行部、そして村民の方々と心をつなげて、今だからこそ一致団結して邁進してまいりたいと考えております。

どうぞ議員各位におかれましては、なお一層の協力とご指導を賜りますようお願い申し上げます。初議会に当たってのご挨拶とさせていただきます。お世話になります。

○臨時議長（山下一義君）傍聴の方をお願いいたします。

議会室内でのカメラ、携帯の使用は禁止されておりますのでよろしくお願ひします。

日程第1、仮議席の指定について。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いいたします。

（執行部退席）

○臨時議長（山下一義君）日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったらよいか、お諮りします。

（「指名推選でお願いします」の声）

○臨時議長（山下一義君）お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選を行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、いかが取り計らいましょうか。

西口議員。

○（西口義充君）今回の議長選挙につきましては、山下議員を推薦いたします。

前期15期においては、副議長として議長を支えられ、また副議長としても各議員の意見を取りまとめてこられたところでございます。

今回、議員として3期でもあり、ぜひ議長となつていただき、今期議会をまとめていただき、西原村の熊本地震からの復旧復興に努めていただけるものと確信しています。以上です。

○臨時議長（山下一義君）坂本議員。

○（坂本隆文君）坂本です。

私も、今期の議長には山下議員を指名推選したいと思っております。

先ほど、西口議員からもありましたように、前期は副議長として、また産業教育常任委員として議会をまとめていただいたところでもあります。今期は議長として西原村議会のリーダーシップを取っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○臨時議長（山下一義君）山下一義と指名推選がありました、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○臨時議長（山下一義君）異議なしと認め、議長に、私、山下一義を指名します。

お諮りします。ただいま指名されました不肖私、山下一義が議長に当選しましたので、西原村議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をし、本席からこれを応諾いたします。

これをもって臨時議長の職務を全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

ただいまから、議長として議事を進行します。

それでは、暫時休憩します。

（午前10時07分）

（午前10時12分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

皆様方には私を指名推選いただき、議長としてのこれから一生懸命皆さんと一緒に頑張らなくてはならないと新しく心に誓っております。

今後、皆様と一緒に、この議会が4年間西原村のために働く議会として、一生懸命に頑張らなくてはならないと思っております。どうぞ皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたしまして、私の議長としてのご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

お手元に配付の追加議事日程を追加し、日程第1として議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、追加議事日程を日程に追加し、日程第

1として議題とすることに決定しました。

日程第1、議席の指定についてを議題とします。

どのような方法でしましょうか。

(「議長一任」の声)

○議長(山下一義君)議長一任ということでございますので、当選回数順でお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君)異議なしと認めます。

それでは、発表します。

1番、尾崎幸穂君。2番、高本孝嗣君。3番、小城保弘君。4番、堀田直孝君。5番、坂本隆文君。6番、中西義信君。7番、西口義充君。8番、上野正博君。9番、宮田勝則君。10番、山下一義。

暫時休憩します。

(午前10時15分)

(午前10時16分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、尾崎幸穂君と2番、高本孝嗣君を指名します。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君)異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定しました。

日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、投票の方法と指名推選の方法がありますが、どちらの方法で行ったがよいかお諮りします。

6番、中西議員。

○6番議員(中西義信君)6番、中西です。

指名推選でお願いしたいと思います。

○議長(山下一義君)お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君)異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法についてはいかが取り計らいましょうか。

7番、西口議員。

○7番議員（西口義充君）今回の副議長選につきましては上野議員を指名推選いたします。

前期、15期においては議会運営委員長や復興対策特別委員長として議会運営、震災対策についての議論や活動を取り組まれてきました。今期は副議長として、さらに議員の意見を取りまとめていかれると確信していますので、上野議員を副議長として指名推選いたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかにございませんか。

上野正博君と指名推選がありました、異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、副議長に上野正博君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました上野正博君が副議長に当選されたので、西原村議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選人により当選の承諾と併せてご挨拶を中央席でお願いいたします。

（副議長 上野正博君 登壇）

○副議長（上野正博君）おはようございます。ただいま副議長に選出された上野でございます。

震災復興も本年度末で完全に完了するかと予測されます。総合体育館も順調に工事が進んでおりまして、本村の明るい兆しが来年度は見えてくるのではないかと思います。非常に楽しみでもございます。

私も、役目柄、山下議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりたいと思っております。

なお、西原村のますますの発展に努力したいと肝に銘じておりますので、どうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）日程第5、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名することになっておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

暫時休憩します。

（午前10時21分）

（午前10時27分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会委員が決定しましたので、朗読します。

総務福祉常任委員会に、1番、尾崎幸穂君、2番、高本孝嗣君、4番、堀

田直孝君、5番、坂本隆文君、6番、中西義信君。

産業教育常任委員に、3番、小城保弘君、7番、西口義充君、8番、上野正博君、9番、宮田勝則君、10番、山下一義です。

議会広報常任委員に、1番、尾崎幸穂君、2番、高本孝嗣君、3番、小城保弘君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君です。

以上、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、各常任委員会はいまのとおりの選任することに決定しました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選を行います。

暫時休憩します。

(午前10時29分)

(午前10時32分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告します。

総務福祉常任委員会委員長、6番、中西義信君。副委員長、4番、堀田直孝君。

産業教育常任委員会委員長、7番、西口義充君。副委員長、8番、上野正博君。

議会広報常任委員会委員長、5番、坂本隆文君。副委員長、4番、堀田直孝君。

以上でございます。

日程第6、議会運営委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会の選任については、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名するとなっておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議会運営委員の指名をします。

2番、高本孝嗣君、5番、坂本隆文君、6番、中西義信君、7番、西口義充君、8番、上野正博君、9番、宮田勝則君。

以上、指名しましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議会運営委員はいまのとおりの選任することに決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時34分)

(午前10時35分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が決まりましたので、報告します。

議会運営委員長、9番、宮田勝則君。副委員長、2番、高本孝嗣君でございます。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

暫時休憩します。

(午前10時36分)

(午前10時37分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ここでお願いがあります。私は産業教育常任委員に選任されましたが、議長の立場上、各委員会と関係を等距離的な立場を取るのが望ましいのではないかと思います。

また、地方自治法第105条によりまして、各常任委員会へ出席発言が認められています。皆さんの同意が得られますなら、常任委員会を辞任したいと思っております。

○議会事務局長(米口三喜男君)ただいまの件につきまして、議長の一身上に関する事件でございますので、地方自治法117条の規定によりまして、山下議長が除斥の対象になります。

つきましては、山下議長にご退席をいただきまして、上野副議長に議長席へご登壇いただき、副議長から議長の常任委員辞任の件をお諮りいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(山下一義君)暫時休憩します。

(午前10時38分)

(午前10時39分)

○副議長(上野正博君)休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの件につきましては、議長の一身上に関する事件でございますので、副議長がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

本件につきましては、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定により山下議長の退場を求めます。

(議長 山下一義君 退場)

○副議長(上野正博君)山下議長から常任委員を辞任したいとの申出がありま

す。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○副議長(上野正博君) 異議なしと認め、よって山下議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで議長の除斥を解除いたします。

暫時休憩します。

(午前10時40分)

(議長 山下一義君 入場)

(午前10時41分)

○副議長(上野正博君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長が入場されましたので、議長の常任委員辞任についての結果を報告いたします。

お諮りいたしましたところ、議長は常任委員を辞任することに決定いたしました。

以上、報告します。

それでは、議長を交代します。

暫時休憩します。

(午前10時42分)

(午前10時43分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第8、大津町西原村原野組合議会議員の3名の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にしますか、指名推選にしますか、お諮りします。

(「指名推選でお願いします」の声)

○議長(山下一義君) 指名推選ということですが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 以上、異議なしと認め、議長が指名推選します。

大津町西原村原野組合議会議員、2番、高本孝嗣君、5番、坂本隆文君、7番、西口義充君を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の方が大津町西原村原野組合議会議員に決定しました。

日程第9、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員2名の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

(「指名推選でお願いします」の声)

○議長(山下一義君) 指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長が指名推選します。

益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に、4番、堀田直孝君、9番、宮田勝則君を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の方が益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に決定しました。

日程第10、阿蘇広域行政事務組合議会議員3人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

(「指名推選でお願いします」の声)

○議長(山下一義君) 指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長が指名推選します。

3番、小城保弘君、6番、中西義信君、8番、上野正博君を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の方が阿蘇広域行政事務組合議会議員に決定しました。

日程第11、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙についてを議題とします。

一部事務組合議会議員につきましては、投票にいたしますか、指名推選にいたしますか、お諮りします。

(「指名推選でお願いします」の声)

○議長(山下一義君) 指名推選ということでございますが、指名推選でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長が指名推選します。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、4番、堀田直孝君を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定しました。

日程第12、国民健康保険運営協議会委員の推薦についてを議題とします。

国民健康保険運営協議会委員のうち、2名が公益代表とするものとし、議会議員からの推薦になっていますが、議長推薦でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より推薦します。

国民健康保険運営協議会委員に、6番、中西義信君、8番、上野正博君を推薦します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の2人が国民健康保険運営協議会委員に決定しました。

日程第13、社会教育委員兼公民館運営審議会委員の推薦についてを議題とします。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員のうち、1名が議会議員からの推薦になっています。議長推薦でよろしいですか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より推薦します。

社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、5番、坂本隆文君を推薦します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、社会教育委員兼公民館運営審議会委員に、5番、坂本隆文君が決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時49分)

(午前11時05分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第92号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

西原村立小中学校 ICT機器導入タブレットPC機器購入につきまして、

指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明申し上げます。

同意第17号、西原村監査委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村監査委員、西口義充氏が、令和2年9月24日に任期満了となったため、引き続き西原村監査委員をお願いしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案1件、同意1件につきまして、議員各位におかれましては、ご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山下一義君）以上で村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第15、議案第92号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 吉田光範君 登壇 説明）

○教育課長（吉田光範君）議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西原村立小中学校ICT機器導入（タブレットPC購入）事業。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、4,442万860円（税抜額4,038万2,600円）。

契約の相手方、所在地、熊本県上益城郡益城町田原2081-28。

会社名、株式会社NTTデータNJK、熊本営業所。

代表者、所長、江口孝博。

なお、参考資料としまして、別紙で物品供給仮契約書をお配りしております。

今回の物品購入に関しましては、国の教育施策の中でGIGAスクール構想の実現に向けて、全国の小中学校で児童生徒1人1台の端末を整備することにより、学校での教育ICT環境を整え、学習活動の一層の充実、授業の改善を図るものであります。よって、本村でも1人1台の端末整備を行うものであります。

なお、今回の物品購入に関しましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の中で、予定価格が700万以上の物品購入であるため議会の議決が必要であります。これが議案を提出する理由でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今の説明でありましたGIGAスクール構想というのを簡単にどういうものか、ちょっと分かりづらいんで説明をお願いします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）堀田議員の質問にお答えいたします。

これは文部科学大臣のメッセージに相当するものでございますが、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT関係の実現に向けて、令和時代のスタンダードとしての1人1台端末の環境をつくるというのがGIGAスクール構想でございます。

○議長（山下一義君）堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）続きまして、ICTとはどういうものでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）堀田議員の質問にお答えいたします。

IT、ICT、IoTという様々な言葉がありますが、順を追って説明いたします。

まず、ITという言葉でございますが、インフォメーションテクノロジーということで、情報技術そのものでございます。

それから、ICTというものも、これは短縮化した言葉でございますが、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーということで、通信技術を使って人と人とがインターネットを介してつながるという意味の言葉でございます。

それから、IoTというのはインターネットオブシングズということで、人を問わずに物が自動的にインターネットを介してつながることという意味でございます。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第92号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、議案第92号は原案どおり可決されました。
日程第16、同意第17号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
内容の説明を総務課長に求めます。
（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）
- 総務課長（須藤 博君）同意第17号についてご説明いたします。
同意第17号、西原村監査委員の選任につき同意を求めることについて。
西原村監査委員として下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。
令和2年9月25日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。
記。
住所、西原村大字小森3063番地2。
氏名、西口義充。
生年月日、昭和26年6月5日。
提案理由でございます。西原村監査委員西口義充氏が、令和2年9月24日をもって任期満了することとなったため、再任いたしたく提案するものでございます。ご審議方よろしく願います。
- 議長（山下一義君）内容の説明が終わりました。
質疑に入ります前に、地方自治法第117条の規定によって、西口義充君が除斥の対象になりますので、西口義充君の退場を求めます。
（7番議員 西口義充君 退場）
- 議長（山下一義君）直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立によって採決します。
本案を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、同意第17号は原案どおり同意されました。

西口義充君の入場を許可します。

(7番議員 西口義充君 入場)

○議長(山下一義君) 暫時休憩します。

(午前11時17分)

(午前11時18分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

西口義充君が全会一致で監査委員に選任同意されましたので、お伝えいたします。

日程第17、発議第6号、河原校区活性化対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、4番、堀田直孝君に求めます。

(4番議員 堀田直孝君 登壇 説明)

○4番議員(堀田直孝君) 発議第6号。

西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、堀田直孝。賛成者、西原村議会議員、小城保弘、賛成者、西原村議会議員、宮田勝則。

河原校区活性化対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

河原校区活性化特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、河原校区活性化特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。河原校区活性化特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。河原校区における少子化及び地域活性化問題に対し総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この河原校区活性化特別委員会は、問題が解決するまで存続するものとする。以上です。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明が終わりましたが、提出者に対して質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第6号、河原校区活性化対策特別委員会の設置について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

河原校区活性化特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より指名します。

1番、尾崎幸穂君、3番、小城保弘君、4番、堀田直孝君、5番、坂本隆文君、9番、宮田勝則君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上5人が河原校区活性化対策特別委員に決定しました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時23分)

(午前11時24分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

河原校区活性化対策特別委員会委員長に4番、堀田直孝君、副委員長に3番、小城保弘君が決定しました。

日程第18、発議第7号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、3番、小城保弘君に求めます。

(3番議員 小城保弘君 登壇 説明)

○3番議員(小城保弘君) 発議第7号。

令和2年9月25日。

西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、小城保弘。賛成者、西原村議会議員、中西義信。

賛成者、西原村議会議員、堀田直孝。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ページをおめくりください。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。公共育成牧場跡地利用対策特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。公共育成牧場跡地利用対策問題に関し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この公共育成牧場跡地利用対策特別委員会は、跡地利用に関する問題が解決するまで存続するものとする。以上です。

○議長（山下一義君）ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

提出者に対して質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第7号、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の設置について、原案どおり賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、議長より指名します。

2番、高本孝嗣君、3番、小城保弘君、4番、堀田直孝君、6番、中西義信君、9番、宮田勝則君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の5人が公共育成牧場跡地利用対策特別委員に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時31分)

(午前11時32分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会委員長に3番、小城保弘君、副委員長に6番、中西義信君が決定しました。

日程第19、発議第8号、企業誘致特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、8番、上野正博君に求めます。

(8番議員 上野正博君 登壇 説明)

○8番議員(上野正博君) 発議第8号。

令和2年9月25日。

西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、上野正博。賛成者、西原村議会議員、宮田勝則。賛成者、西原村議会議員、中西義信。

企業誘致特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

開けていただきまして、企業誘致特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、企業誘致特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。企業誘致特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。企業誘致に関し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この企業誘致特別委員会は、企業誘致の必要性が続く限り存続するものとする。以上です。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明が終わりましたが、提出者に対して質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立によって採決します。

発議第8号、企業誘致特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

企業誘致特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7号第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より指名します。

1番、尾崎幸徳君、3番、小城保弘君、6番、中西義信君、8番、上野正博君、9番、宮田勝則君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の5人が企業誘致特別委員会に決定しました。

ここで休憩して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時37分)

(午前11時38分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

企業誘致特別委員会委員長に8番、上野正博君、副委員長に9番、宮田勝則君が決定しました。

日程第20、発議第9号、西原村復興対策特別委員会の設置についてを議題とします。

内容の説明を提出者、9番、宮田勝則君に求めます。

(9番 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

発議第9号について説明いたします。

発議第9号。

令和2年9月25日。

西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。賛成者、同西口義充、賛成者、同じく上野正博。

西原村復興対策特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

開けてもらいまして、西原村復興対策特別委員会設置に関する決議。

下記のとおり、西原村復興対策特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。西原村復興対策特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。熊本地震における復興対策に対し、総合的に対処するため。

4、委員の定数。5名。

附則。この西原村復興対策特別委員会は、熊本地震の復興対策の必要性が続く限り存続するものとする。以上でございます。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明が終わりました。

提出者に対し質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第9号、西原村復興対策特別委員会の設置について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

西原村復興対策特別委員会を設置することが決まりましたので、これに付託の上、審査終了までの閉会中の継続審査にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、西原村議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、委員を議長より指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、議長より指名します。

2番、高本孝嗣君、5番、坂本隆文君、7番、西口義充君、8番、上野正博君、9番、宮田勝則君、以上5名を指名します。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、以上の5人が西原村復興対策特別委員会に決定しました。

ここで休憩しまして、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

(午前11時44分)

(午前11時45分)

○議長(山下一義君) 休憩中に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に委員長、副委員長が決定しましたので、報告します。

西原村復興対策特別委員会委員長に9番、宮田勝則君、副委員長に7番、西口義充君が決定しました。

日程第21、委員会の閉会中の継続審査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長、宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長、中西義信君、産業教育常任委員会委員長、西口義充君、議会広報委員会委員長、坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

委員会の閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(山下一義君) 承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、令和2年第2回西原村議会臨時会を閉会します。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

熊本県阿蘇郡西原村議会臨時議長 山 下 一 義

熊本県阿蘇郡西原村議会副議長 上 野 正 博

1 番議員 尾 崎 幸 穂

2 番議員 高 本 孝 嗣